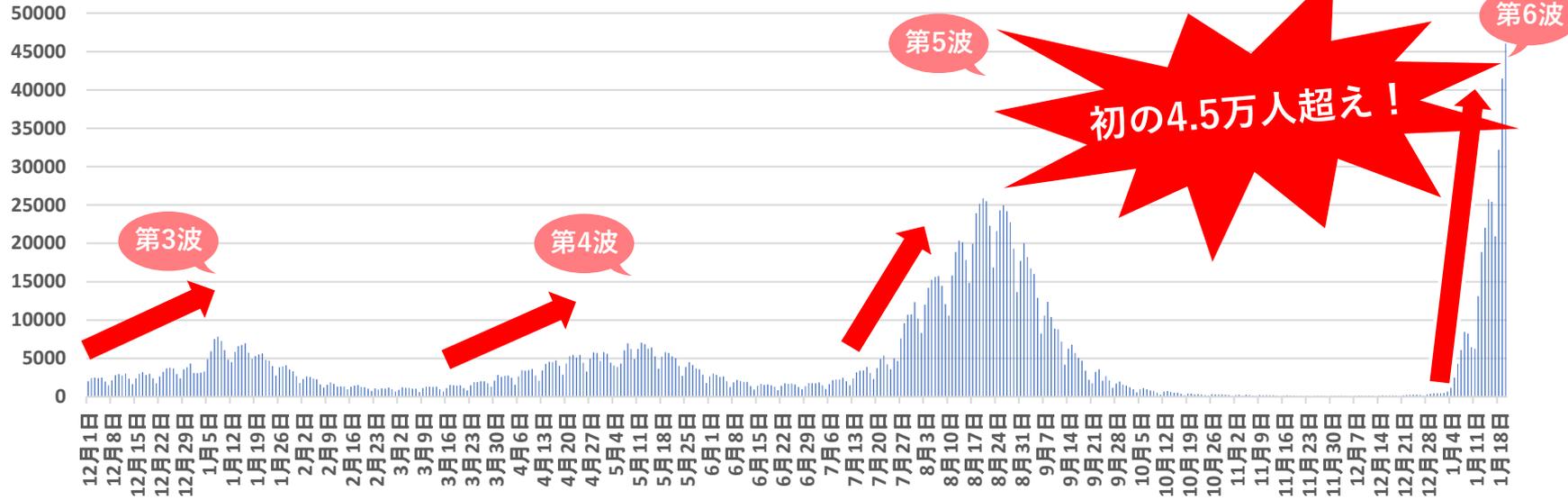


令和4年1月21日

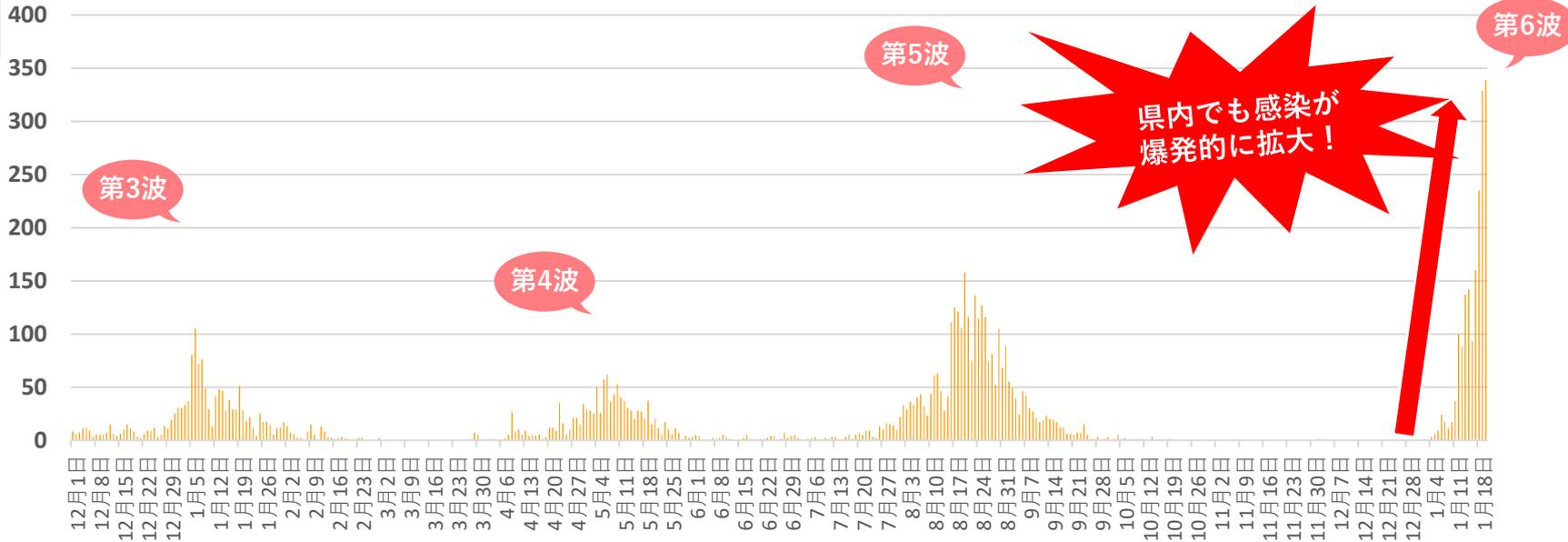
知事会見

全国と県内の感染状況

全国



宮崎県



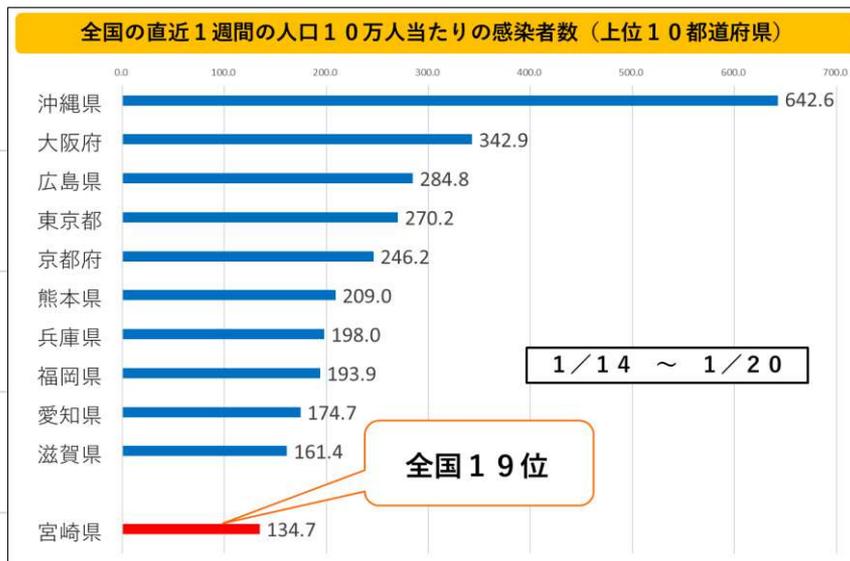
本県の1日当たりの新規感染者数



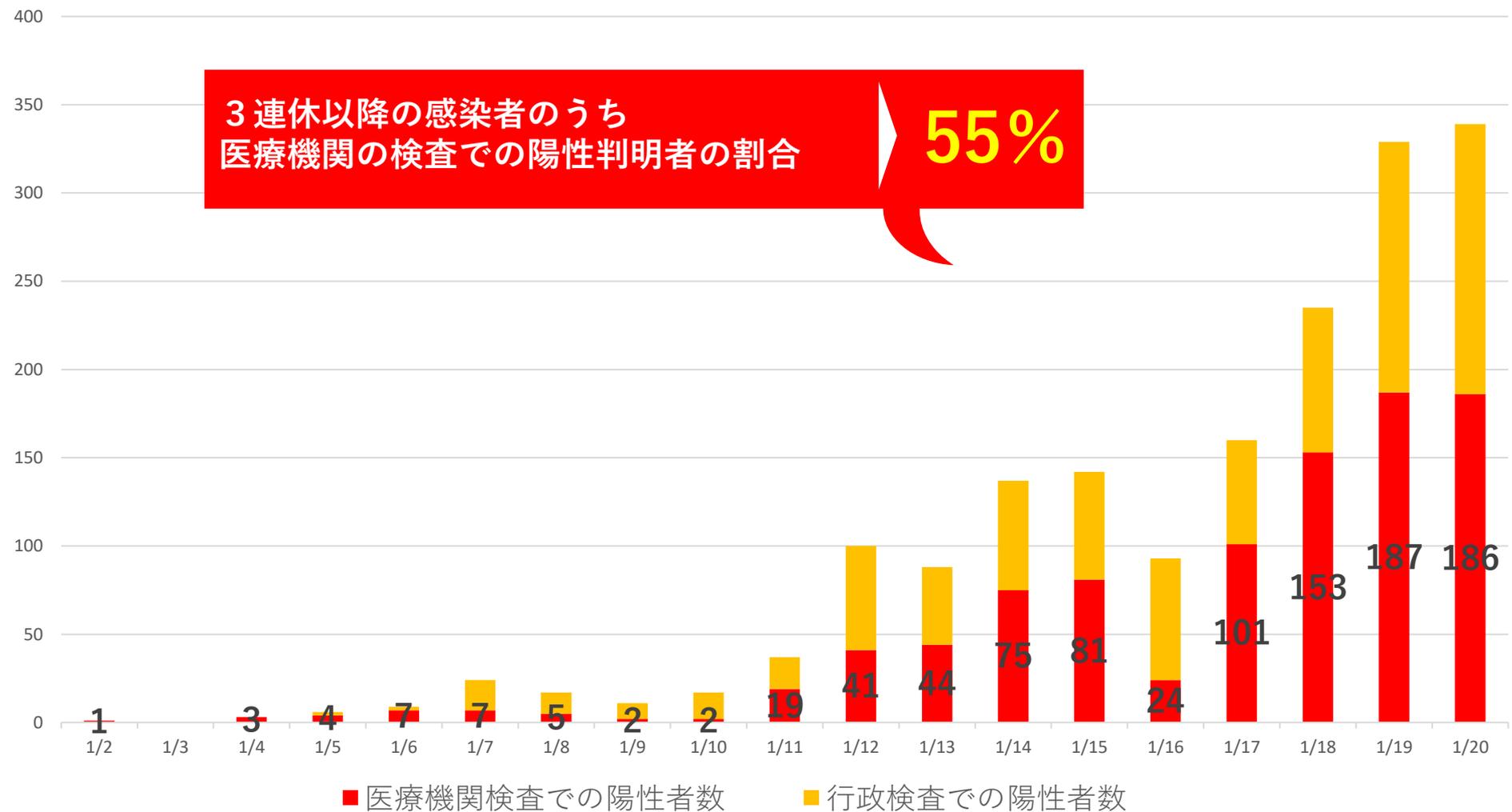
年明け以降の新規感染者数の推移



本県の直近1週間の人口10万人当たりの新規感染者数



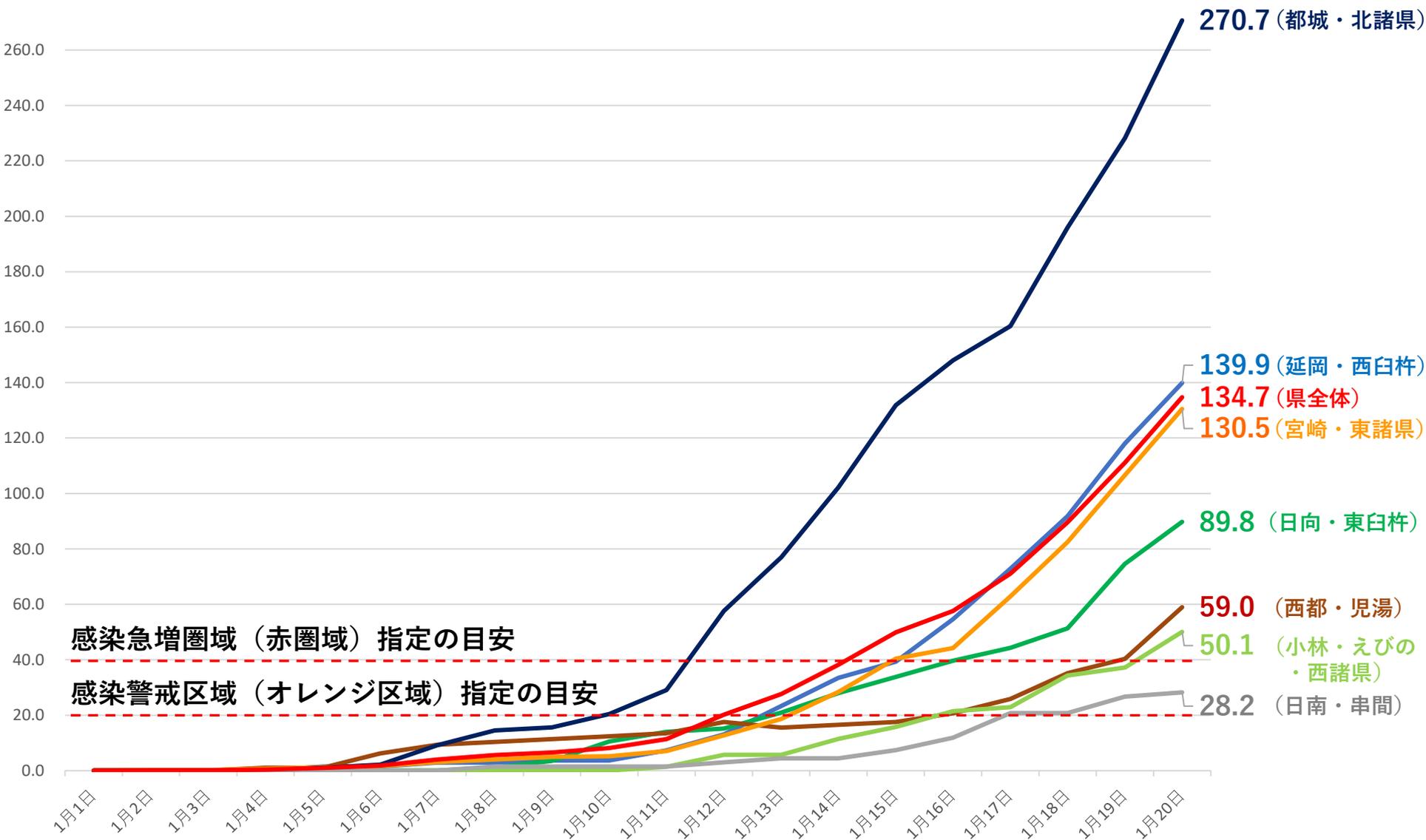
行政検査・医療機関検査での陽性者数の推移



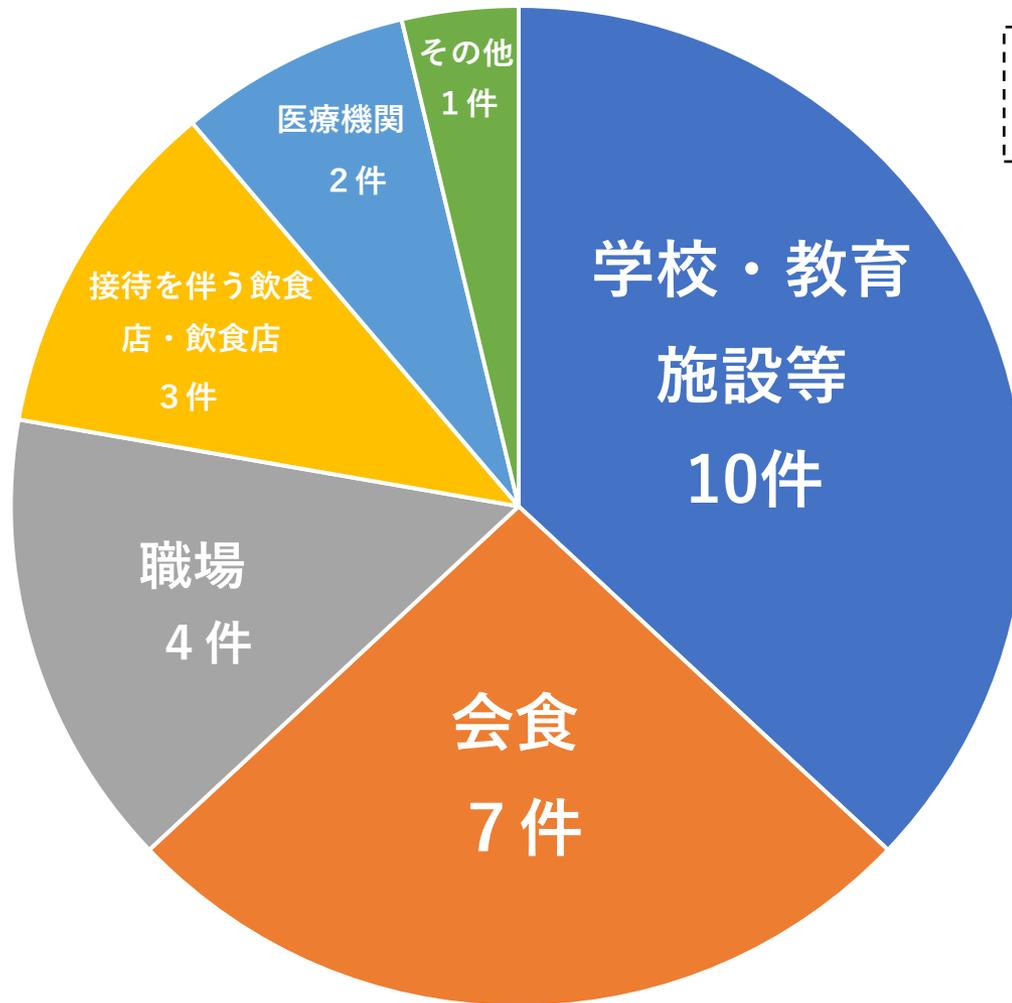
医療機関検査での陽性者が爆発的に増加！

各圏域の感染状況

(直近1週間の人口10万人当たりの新規感染者数の推移)



第6波におけるクラスター発生状況



1月2日～1月21日
(27件)

会食や飲食店から、学校・教育施設
や職場に広がりが見られる状況！

第6波における感染の広がり（イメージ）

一次感染



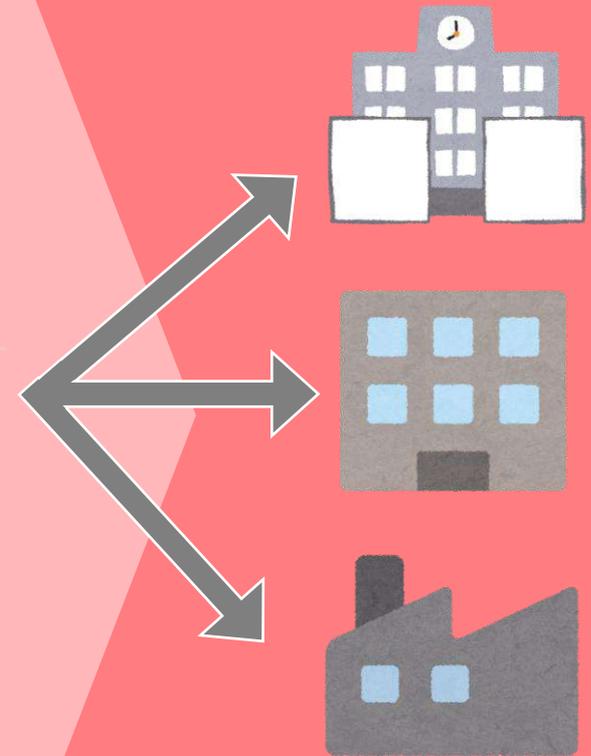
県外から感染が持ち込まれ、成人式前後の知人間の会食や飲食店でクラスターが発生

二次感染



家庭に感染が持ち込まれ、家族・親族間で感染が拡大（高齢者の感染も徐々に増加）

三次感染



職場や学校に感染が持ち込まれ、クラスターが発生（感染が爆発的に増加）

今は、いつ、どこで、誰が感染してもおかしくない状況！

第6波の感染実例

屋外での写真撮影



屋外での写真撮影時に、マスクなしでの会話により感染が拡大（クラスター発生）

大声での会話



会食時におけるマスクなし、大声での会話により感染が拡大（クラスター発生）

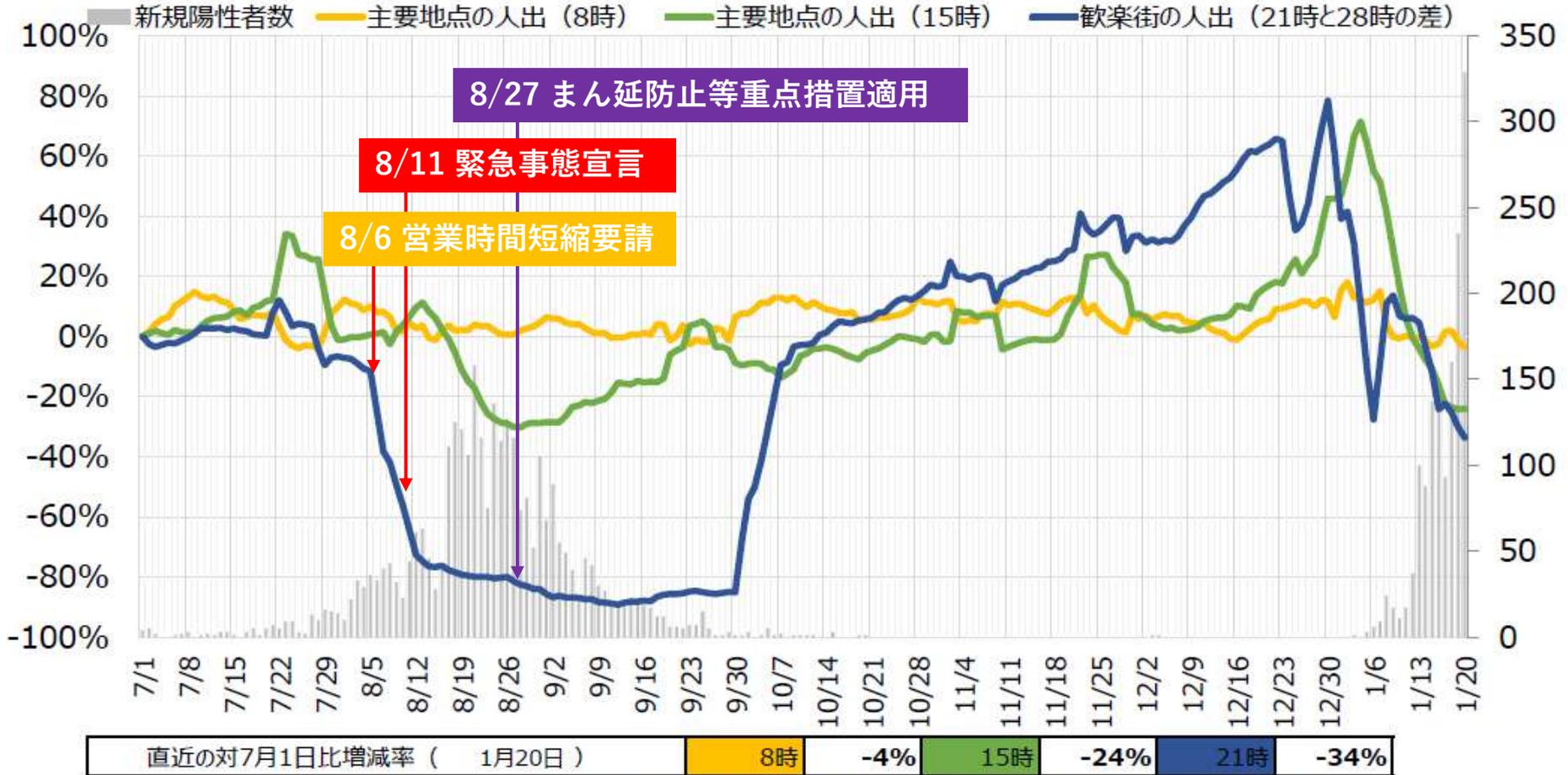
短時間であっても、マスクを外すと感染のリスクが高い！

**マスクを外さないで！
マスクを外すときは会話をやめて！**

宮崎市内の繁華街等の人出の推移

内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室提供資料

宮崎県の主要地点、歓楽街の人出（7月1日比、1月21日時点）



※グラフは、7月1日時点の人流の後方7日間移動平均（6月25日～7月1日の平均値）に対する、各日の後方7日間移動平均の増減率

（主要地点：新別府町周辺、歓楽街：宮崎西橋通り）

モバイル空間統計® データ提供元：(株)NTTドコモ、(株)ドコモ・インサイトマーケティング ※「モバイル空間統計®」は株式会社NTTドコモの登録商標です。

関係指標の状況

指 標		現状値	備 考
医療提供体制等の負荷	①病床の ひっ迫具合 (現時点での確保病床数の占有率等)	病床全体	29.2% ・ 1月20日時点 ・ 現時点での確保病床数 271床
		うち重症者用病床	0.0% ・ 1月20日時点 ・ 現時点での確保病床数 15床
		入院者数 (※)	79人 ・ 1月20日時点
	②療養者数 (直近1週間の人口10万人当たりの療養者数)	154.5人	・ 1月20日時点 ・ 療養者数：入院者、宿泊・施設療養者、自宅療養者、入院・療養調整中の方を合わせた数
感染の状況	③PCR等陽性率	6.1%	1月6日から1月12日まで ・ (医療機関での検査分を含む) ・ 陽性者数／PCR等検査件数
	④新規報告数 (直近1週間の人口10万人当たりの感染者数)	134.7人	・ 1月14日から1月20日まで
	⑤感染経路不明割合	41.3%	・ 1月8日から1月14日まで

※ 「感染拡大緊急警報」の発令目安：入院者数35人程度

※ 「緊急事態宣言」の発令目安：入院者数70人程度

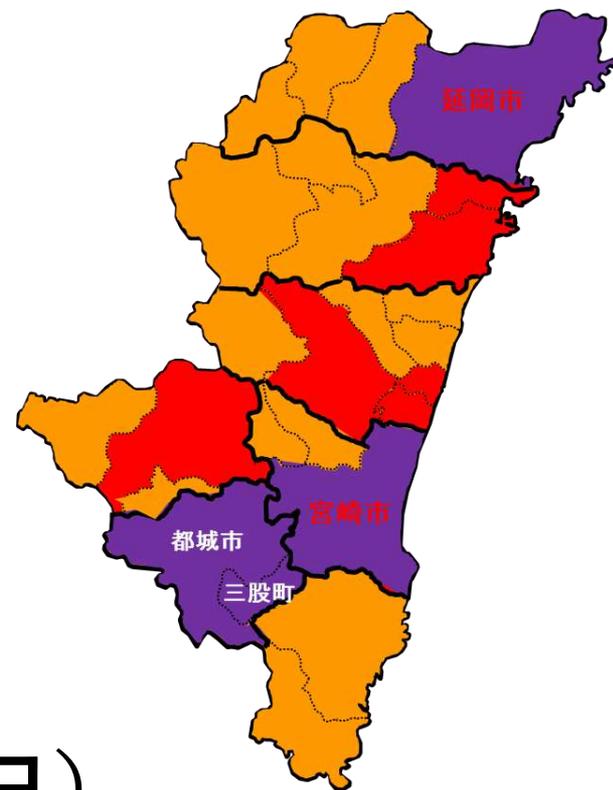
まん延防止等重点措置

【重点措置区域】

宮崎市、都城市、延岡市、三股町

(区域指定の考え方)

飲食店や会食関連のクラスターから感染が爆発的に拡大している宮崎市、延岡市を追加で指定



【指定期間】

1月21日 (金) ~ 2月13日 (日)

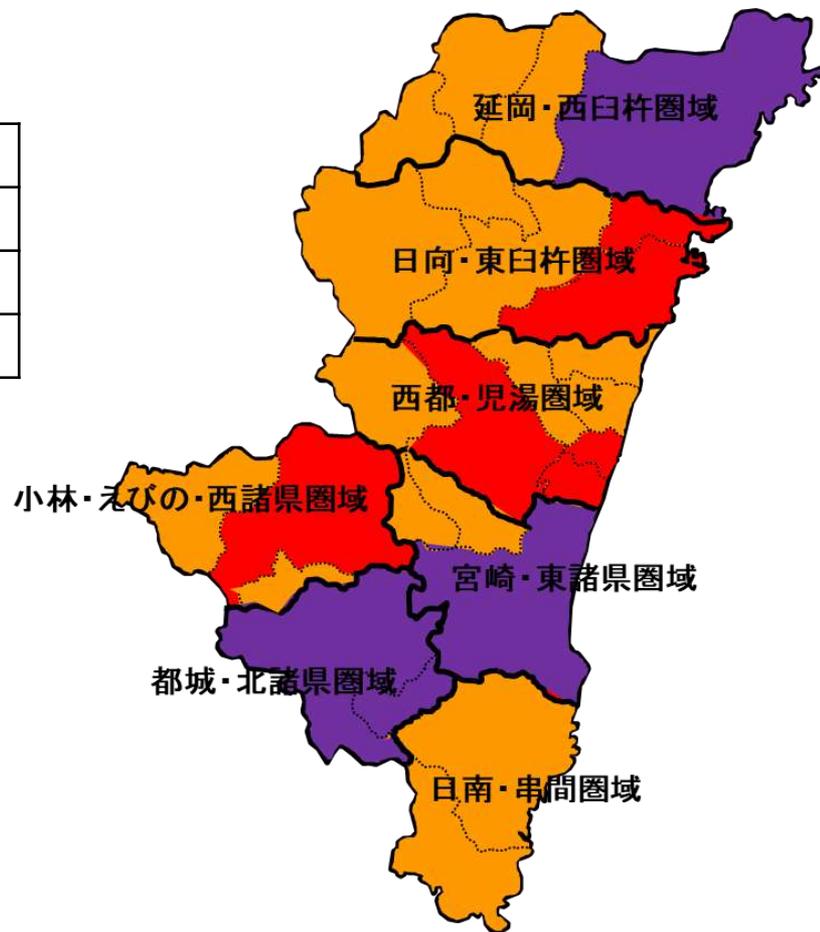
1月21日時点

「感染急増圏域（赤圏域）」の指定について

■小林市を「感染急増圏域（赤圏域）」に指定

【発令期間】

対象地域	指定期間
日向市、門川町	1月18日（火）～2月13日（日）
西都市、高鍋町、新富町	1月20日（木）～2月13日（日）
小林市	1月21日（金）～2月13日（日）



圏域ごとの感染状況の区分		行動要請例		
区分	一例（以下を目安として、総合的に判断）	県民への要請（外出）	県民への要請（飲食）	イベント主催者への要請
緑	感染未確認圏域 ・新規感染者が確認されていない ・感染者が入院又は療養した日の翌日から起算して14日間を経過している	○制限なし	○制限なし	○国基準を準用
黄	感染確認圏域 ・新規感染者が一定に収まっている	○制限なし	○制限なし	○国基準を準用
オレンジ	感染警戒区域（※1） ・新規感染者の急増や、感染経路不明の例続発、感染者集団（クラスター）の続発などにより、国レベル2相当又はそのおそれがある	○混雑した場所や感染リスクの高い場所への外出・移動の自粛	○人数の制限（一卓4人以下）	○国基準を準用
赤	感染急増圏域（※2） ・新規感染者の急増や、感染経路不明の例続発、感染者集団（クラスター）の続発などにより、国レベル3相当又はそのおそれがある	○混雑した場所や感染リスクの高い場所への外出・移動の自粛（感染状況に応じて、外出自粛を要請）	○人数の制限（一卓4人以下）	○国基準を準用

：「まん延防止等重点措置」区域

1月21日時点

「重点措置区域」の行動要請について

対象地域	宮崎市、都城市、延岡市、三股町	
要請期間	1月21日（金）～ 2月13日（日）	
外出・移動	<ul style="list-style-type: none"> ○混雑した場所や感染リスクが高い場所への外出・移動の自粛 ○圏域（市町村）外への不要不急の外出・移動の自粛※① ○20時以降、飲食店へのみだりな出入りの自粛※② ○感染対策が徹底されていない飲食店等の利用自粛 	
会食※③	<ul style="list-style-type: none"> ○一卓4人以下、2時間以内 ○高齢者、基礎疾患がある方、高齢者施設・障がい者施設・医療機関従事者の方は、会食は家族などいつも一緒にいる身近な人と 	
高齢者施設等の面会	<ul style="list-style-type: none"> ○高齢者施設・障がい者施設の対面での面会制限（ガラス越しやオンラインでの面会を） 	
飲食店等への要請※③	<ul style="list-style-type: none"> ○20時までの営業時間短縮※② ○酒類提供の終日停止※② 	
イベント開催における制限※③	<ul style="list-style-type: none"> ○人数上限20,000人 ○会食につながる場面の制限 	
大規模集客施設への要請	<ul style="list-style-type: none"> ○入場者の整理 ○入場者に対するマスクの着用の周知 ○感染防止措置を実施しない者の入場の禁止 ○会話等の飛沫による感染の防止に効果のある措置（アクリル板設置等） 	} ※②

※①：通院、通学、通勤、日常の買物など生活に必要な外出やワクチン接種、選挙の投票のための外出は自粛の対象外

※②：特措法第31条の6第1項に基づく要請（その他は同法第24条第9項に基づく協力の要請）

※③：「ワクチン・検査パッケージ」、対象者全員検査による制限の緩和は実施しない

赤圏域・オレンジ区域の行動要請について

感染状況の区分	対象地域	要請期間
感染急増圏域（赤圏域）	小林市、日向市、西都市、高鍋町、新富町、門川町	2月13日（日）まで
感染警戒区域（オレンジ区域）	全市町村（重点措置区域及び上記市町を除く）	

■外出・移動の自粛

- 混雑した場所や感染リスクの高い場所への外出・移動の自粛
- 圏域（市町村）外への不要不急の外出・移動の自粛

通院、通学、通勤、日常の買物など生活に必要な外出やワクチン接種、選挙の投票のための外出は自粛の対象外

■会食の制限

- 一卓4人以下、2時間以内
- 高齢者、基礎疾患がある方、高齢者施設・障がい者施設・医療機関従事者の方は、会食は家族などいつも一緒にいる身近な人と

「ワクチン・検査パッケージ」、対象者全員検査による人数制限緩和は実施しない

■イベント開催における制限

- 人数上限20,000人
- 会食につながる場面の制限

■高齢者施設・障がい者施設の対面での面会制限

- ガラス越しやオンラインでの面会を

※着色部分は「感染急増圏域（赤圏域）」にのみ要請

飲食店等における営業時間短縮等の要請（特措法第31条の6第1項）

- 対象地域：宮崎市、延岡市
- 対象店舗：食品衛生法に基づく営業許可を受けている飲食店等
（持ち帰り（テイクアウト）や宅配（デリバリー）の専門店を除く）
※認証店も非認証店も同じ取扱いとする。
- 営業時間短縮等：1月21日（金）～2月13日（日）
を要請する期間（1月21日（金）午後8時から2月14日（月）午前5時まで）
 - ※ 協力金については、1月24日（月）午後8時から2月14日（月）午前5時までに営業時間短縮に協力した場合に支給
ただし、1月21日、22日、23日から継続して協力した場合は、その分を加算
- 要請内容：午後8時から翌日午前5時までの間の営業を行わないこと
酒類の提供は終日停止
- 協力金額：国の交付金（協力要請推進枠）のスキームに基づき
売上規模別に店舗単位で支給 ※次の内容で調整中

なお、感染状況により要請期間が短縮された場合、協力金は短縮された日数に応じて減額となります。

※ 「ワクチン・検査パッケージ」、対象者全員検査による制限緩和は実施しない

飲食店等における営業時間短縮等の要請（特措法第31条の6第1項）

- 対象地域：都城市、三股町
- 対象店舗：食品衛生法に基づく営業許可を受けている飲食店等
（持ち帰り（テイクアウト）や宅配（デリバリー）の専門店を除く）
※認証店も非認証店も同じ取扱いとする。
- 営業時間短縮等：1月21日（金）～2月13日（日）
を要請する期間（1月21日（金）午後8時から2月14日（月）午前5時まで）

※ 協力金については、1月21日（金）午後8時から2月14日（月）午前5時まで
営業時間短縮に協力した場合に支給

- 要請内容：午後8時から翌日午前5時までの間の営業を行わないこと
酒類の提供は終日停止
- 協力金額：国の交付金（協力要請推進枠）のスキームに基づき
売上規模別に店舗単位で支給 ※次の内容で調整中

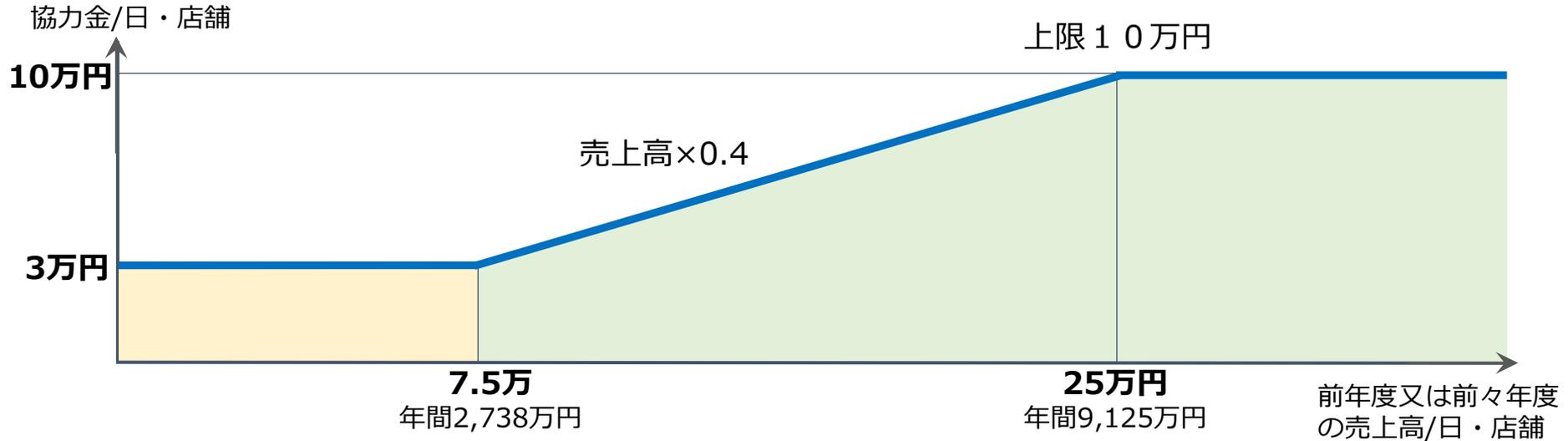
なお、感染状況により要請期間が短縮された場合、協力金は短縮された日数に応じて減額となります。

※ 「ワクチン・検査パッケージ」、対象者全員検査による制限緩和は実施しない

売上規模別協力金について

1 中小企業（小規模事業者、個人を含む。）

1日当たりの協力金額：1日当たりの売上高×0.4（3万円～10万円）



2 大企業（中小企業も選択可）

【計算式】

1日当たりの協力金額：前年度又は前々年度からの1日当たり売上高減少額×0.4

【上限額（1日当たり）】

20万円

大規模集客施設への要請（特措法第31条の6第1項）

- 要請対象：宮崎市、都城市、延岡市、三股町内の特措法施行令第11条第1項に規定する大規模集客施設（※）
- 要請期間：1月21日（金）～2月13日（日）

○入場をする者の整理等

入場者の密集を防ぐ整理・誘導、施設の入場者の人数管理・人数制限等

○入場をする者に対するマスクの着用の周知

○感染防止措置を実施しない者の入場の禁止

○会話等の飛沫による感染の防止に効果のある措置 （アクリル板設置等）

※新型インフルエンザ等特別措置法施行令第11条第1項各号に掲げる次の施設

- ・劇場、観覧場、映画館又は演芸場
- ・集会場又は公会堂
- ・展示場
- ・百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗（食品、医薬品、医療機器その他衛生用品、再生医療等製品又は燃料その他生活に欠くことができない物品として厚生労働大臣が定めるものの売場を除く。）
- ・ホテル又は旅館（集会の用に供する部分に限る。）
- ・体育館、水泳場、ボーリング場その他これらに類する運動施設又は遊技場

等

イベントの開催制限（特措法第24条第9項に基づく協力の要請）

■要請対象：県内全域

■要請期間：1月21日（金）～2月13日（日）

○収容率と人数上限でどちらか小さい方を限度

- ・収容率：大声あり50%以内、大声なし100%以内
- ・人数上限：5,000人

※5,000人超のイベントで、感染防止安全計画を策定した場合は、20,000人まで追加可（大声なしが前提）

※「ワクチン・検査パッケージ」、対象者全員検査による人数制限の緩和（収容定員まで）は実施しない

※1月22日までを周知期間とする。22日までに販売が開始されたチケットは、同日までに販売されたチケットに限り、キャンセル不要とする

※「重点措置区域」及び「感染急増圏域（赤圏域）に指定している地域では、上記の人数制限に加え、会食につながる場面（イートインコーナーやテーブルの設置等）を制限してください

■要請対象：県内全域

■要請期間：1月21日（金）～2月13日（日）

○業種別ガイドラインの遵守

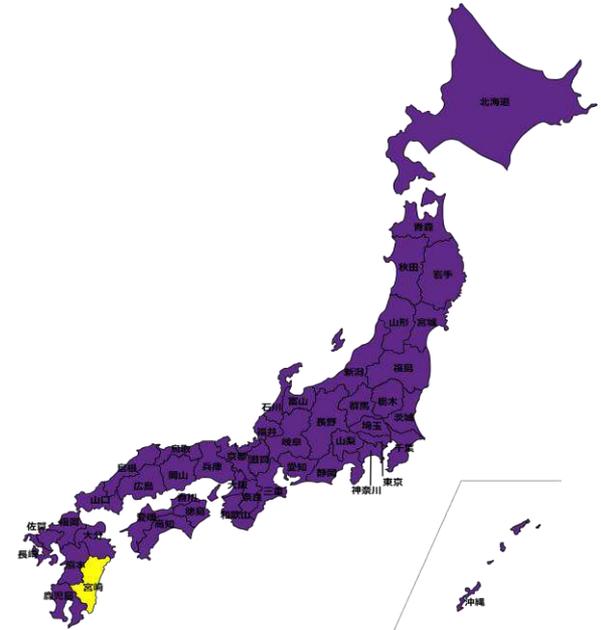
○テレワークの活用や時差出勤の促進

- ・接触機会の低減に向け、出勤が必要となる職場でもローテーション勤務や時差出勤等を促進してください

県外との往来について

オミクロン株の影響により

全国的に過去にない
スピードで感染が急増！



当面の間、

不要不急（仕事などを除き、可能な限り）の

県外との往来自粛を！

※「ワクチン・検査パッケージ」、対象者全員検査による制限緩和は実施しない

当面の間、

不要不急（仕事などを除き、可能な限り）の

来県自粛

をお願いします

文部科学省の衛生管理マニュアルに基づき「感染症対策を講じてもなお感染のリスクが高い学習活動」を制限

※重点措置区域 行わない

※それ以外の区域 実施について慎重に検討

■感染のリスクが高い学習活動（一部抜粋）

- 教科共通「長時間・近距離、対面のグループワーク」
- 音楽「近距離で行う合唱、リコーダー等演奏」
- 体育「密集する、近距離で組み合ったり接触する運動」

県主催の大規模集団接種（追加接種）の実施

○宮崎県ワクチン追加接種センターの設置 追加接種（3回目接種）の前倒しに対応できるよう、県として大規模接種会場を開設

1 実施日時

- ・実施期間：1月22日（土）から3月27日（日）までの土日（延べ20日）
- ・運営時間：午前9時から午後5時まで

2 会場

県庁職員健康プラザ（宮崎市）

※1月22日（土）、23日（日）は県庁防災庁舎1階

3 接種対象者

- ・宮崎県在住で追加接種用の接種券をお持ちの満18歳以上の方
※2回目接種完了から所定の接種間隔の経過が必要
- ・延べ18,000名程度（1月は500名／日程度、2月以降は1,000名／日程度）

4 ワクチンの種類

武田／モデルナ社製ワクチン

5 予約方法

原則、県ホームページ内専用予約サイトにて受付

影響を受ける事業者向けの支援金について

事業復活支援金(国)

対象者 新型コロナの影響で、
2021年11月～2022年3月のいずれかの月の売上高が、2018年11月～2021年3月までの間の任意の同じ月の売上高と比較して50%以上または30%～50%減少した事業者

給付額 **法人** 最大**250**万円 **個人事業主** 最大**50**万円
※年間売上高や売上高減少率、売上減少額によって異なります。

問い合わせ先 **事業復活支援金事務局** **0120-789-140**
午前8時30分～午後7時（土日、祝日を含む全日対応）

事業復活支援金は、以前の**月次支援金と異なり**、国の緊急事態宣言地域、まん延防止等重点措置地域でなくても、**地域・業種を問わず支給されるもの**。**県内事業者も広く対象となることが可能**。

飲食店の営業時間短縮要請により影響を受けた事業者（飲食店と取引のある事業者、タクシー事業者、自動者運転代行業者）に支給を行っていた**飲食関連事業者等支援金**については、上記の国の事業復活支援金が創設されたことから、**今回は支給しないこととします**。

商工業者の相談 (経営・金融関係)

● 県

商工政策課 電話 0985-26-7098 ・ 0985-26-7097
都城 総務商工センター 電話 0986-23-4518
日南 総務商工センター 電話 0987-22-2714
延岡 総務商工センター 電話 0982-33-2862

- お近くの商工会議所、商工会、中小企業団体中央会
- 公益財団法人 宮崎県産業振興機構

※いずれも午前8時30分～午後5時（土、日、祝日を除く。）

労働相談窓口

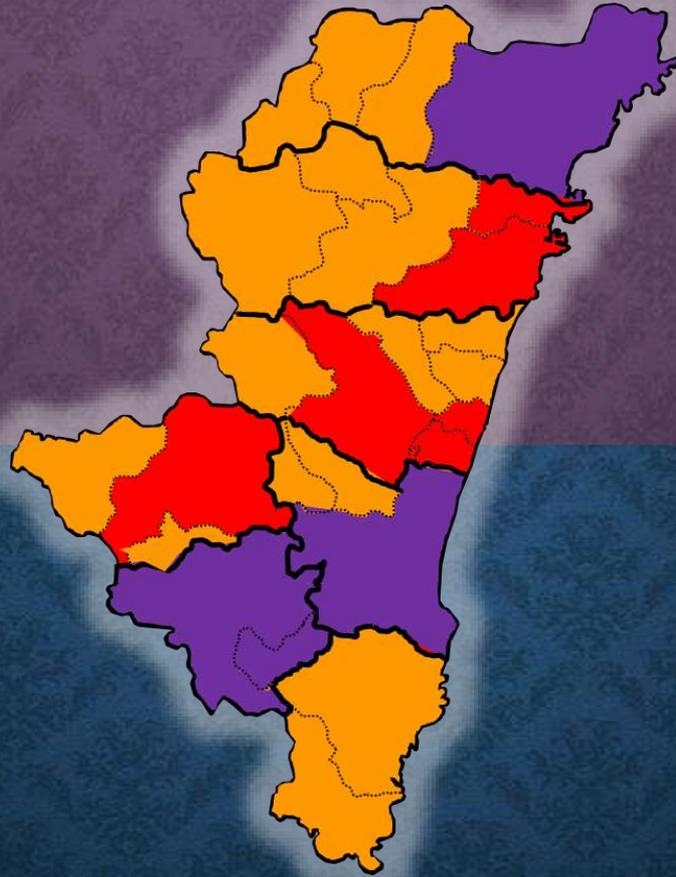
せき・発熱がある従業員を休ませたい等

- 宮崎県中小企業労働相談所(県雇用労働政策課内)

電話 0985-44-2618

※ 午前8時30分～正午、午後1時～午後5時（土、日、祝日を除く。）

「まん延防止等重点措置」



「感染拡大緊急警報」発令中